

## 一般社団法人岩手県テニス協会事務局設置規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県テニス協会(以下「本協会」という。)定款第43条第4項の規定に基づき、本協会事務局(以下「事務局」という。)及び本協会職員(以下「職員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事務局の所在)

第2条 事務局は、岩手県盛岡市青山四丁目46番15号に置く。

### (事務局の構成)

第3条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局次長 1人
- (3) 事務局員 若干名

### (業務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の業務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡調整を行う。

3 事務局員は、上司の命を受け、業務に従事する。

4 本協会会長(以下「会長」という。)は、業務上必要がある場合は、職員を事務局以外の場所で業務に従事させることができる。

### (公印)

第5条 本協会で使用する公印及び管理者は次のとおりとする。

- (1) 刻印する文字 岩手県テニス協会会長乃印
- (2) 大きさ 方20ミリメートル
- (3) 管理者 事務局長の定める者

### (事務分担)

第6条 本協会事務局の業務分担は、毎年度事務局長が定める。

### (給与及び旅費)

第7条 職員の給与については、毎年度締結する雇用契約書により支給する。

2 職員の旅費については、一般社団法人岩手県テニス協会旅費規程により支給する。

(会計事務の取扱い)

第8条 会計事務については、本協会定款の規定によるほか、公益法人会計に準じて行う。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月28日から施行する。